

議案第三十四号

港区事務手数料条例の一部を改正する条例

右の議案を提出する。

平成二十六年六月十八日

提出者 港区長 武井雅昭

港区事務手数料条例の一部を改正する条例

港区事務手数料条例（昭和三十三年港区条例第二号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項第二号ただし書中「証明書自動交付機」の下に「（証明書の自動交付を行う端末機をいう。以下同じ。）又は多機能端末機（区の電子情報処理組織と通信回線で接続された民間事業者が設置する端末機で、証明書の自動交付を行う機能を有するものをいう。以下同じ。）」を加える。

別表三の二の項中「証明書自動交付機」の下に「又は多機能端末機」を加え、同表十の項中「五百円」の下に「。ただし、港区住民基本台帳カードの利用に関する条例（平成十八年港区条例第十八号）第二条第三号に規定する利用を目的とする場合は、無料とする。」を加える。

付 則

この条例は、各規定につき、区規則で定める日から施行する。

(説明)

民間事業者が設置する多機能端末機から交付する各種証明書の手数料を定めるとともに、多機能端末機を利用するために住民基本台帳カードを交付する場合の手数料を無料とするため、本案を提出いたします。